



平成 30 年 6 月 13 日

各 位

会 社 名 日 本 ア ジ ア グ ル ー プ 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 会 長 兼 社 長 山 下 哲 生
(コード番号：3751 東証第1部)
問 合 せ 先 取 締 役 清 見 義 明
TEL (03) - 4476 - 8000 (代表)

サンヨーホームズ株式会社株券等（証券コード：1420）に対する
公開買付けの結果に関するお知らせ

日本アジアグループ株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、平成 30 年 4 月 26 日開催の取締役会において、サンヨーホームズ株式会社（株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部、証券コード：1420、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者普通株式」といいます。）を、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議し、平成 30 年 4 月 27 日より本公開買付けを実施しておりましたが、以下のとおり、本公開買付けが平成 30 年 6 月 12 日をもって終了いたしましたので、お知らせいたします。

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

日本アジアグループ株式会社
東京都千代田区丸の内三丁目 1 番 1 号

(2) 対象者の名称

サンヨーホームズ株式会社

(3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
3,702,708 株	一株	3,702,708 株

(注1) 本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の上限（3,702,708株）以下の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の総数が買付予定数の上限（3,702,708株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含み、以下「府令」といいます。）第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。

(5) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成30年4月27日（金曜日）から平成30年6月12日（火曜日）まで（30営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(6) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金1,200円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、買付予定数の下限を設定しておらず、応募株券等の総数（1,104,913株）が買付予定数の上限（3,702,708株）以下となりましたので、本公開買付けに係る公開買付開始公告及び公開買付届出書（その後提出された公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、平成30年

6月13日に東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株 券	1,104,913 株	1,104,913 株
新株予約権証券	—株	—株
新株予約権付社債券	—株	—株
株券等信託受益証券 ()	—株	—株
株券等預託証券 ()	—株	—株
合 計	1,104,913 株	1,104,913 株
(潜在株券等の数の合計)	—	(—株)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	5,048 個	(買付け等前における株券等所有割合 4.00%)
買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	—個	(買付け等前における株券等所有割合 —%)
買付け等後における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	16,097 個	(買付け等後における株券等所有割合 12.76%)
買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	—個	(買付け等後における株券等所有割合 —%)
対象者の総株主等の議決権の数	126,168 個	

(注1) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成30年2月13日に提出した第22期第3四半期(自平成29年10月1日至平成29年12月31日)四半期報告書(以下「対象者第22期第3四半期報告書」といいます。)に記載された平成29年12月31日現在の対象者の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。但し、単元未満株式も本公開買付けの対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者第22期第3四半期報告書に記載された平成29年12月31日現在の対象者の発行済普通株式総数(12,620,000株)に係る議決権の数(126,200個)を分母として計算しております。

(注2)「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算
該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
三田証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町3番11号

② 決済の開始日
平成30年6月19日(火曜日)

③ 決済の方法

公開買付け期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをした各株主(以下「応募株主等」といいます。)(外国の居住者である株主(法人株主を含みます。以下「外国人株主等」といいます。))の場合は日本国内の常任代理人(以下「常任代理人」といいます。))の住所宛に郵送します。

買付け等は、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等及び今後の見通しにつきましては、公開買付者が平成30年4月26日付で公表いたしました「サンヨーホームズ株式会社株券等(証券コード:1420)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載の内容から変更はございません。但し、本公開買付けにおいては、応募株券等の総数(1,104,913株)が買付予定数の上限(3,702,708株)に満たなかったため、買付予定数の上限(3,702,708株)と本公開買付けにより買い付けた対象者普通株式の数の差(2,597,795株)の範囲で、今後、対象者普通株式を追加取得する可能性がございます。

4. 公開買付け報告書の写しを縦覧に供する場所

日本アジアグループ株式会社(東京都千代田区丸の内三丁目1番1号)
株式会社東京証券取引所(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

以 上